

個人所得に係る 主な税制改正の概要
平成24年度(23年分)以降の適用分

1 市・県民税における扶養控除の見直し

平成24年度分から、次のとおり扶養控除の見直しが行われます。

① 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止

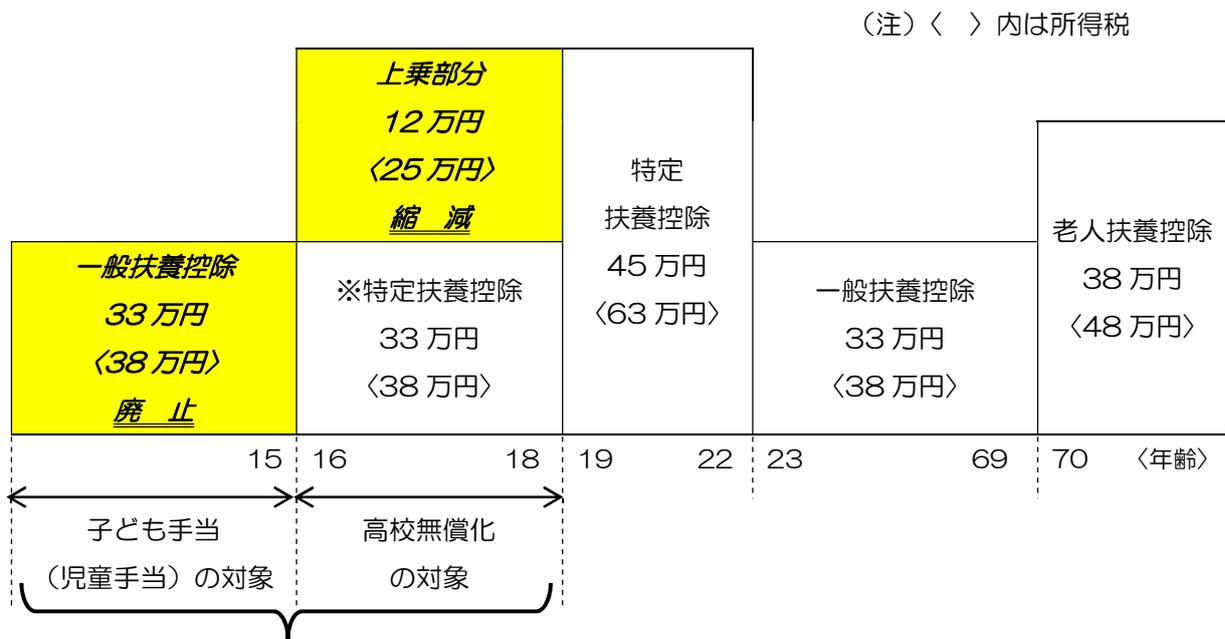
15歳以下の扶養親族に対する扶養控除33万円が廃止されます。

② 特定扶養親族に係る扶養控除上乘せ部分の廃止

16歳以上22歳以下の特定扶養親族に対する特定扶養控除45万円を、16歳以上18歳以下については33万円に縮減、19歳以上22歳以下は引き続き45万円が適用されます。

なお、所得税も同様に、①15歳以下38万円を廃止、②16歳以上18歳以下が38万円に縮減、19歳以上22歳以下は引き続き63万円が適用されます。(平成23年分から)

市・県民税の扶養控除の全体像



平成24年度分市・県民税から適用
(所得税は平成23年分から)

※16歳から18歳までの特定扶養控除は、
一般扶養控除に移行

ア 年少扶養親族（15歳以下）に関する申告

15歳以下の扶養親族に対する控除（年少扶養控除）は廃止されますが、扶養人数等から算定する住民税非課税の判定や寡婦（夫）控除の認定に必要となるため申告が必要です。なお確定申告や給与所得の年末調整で申告済みの場合はそれを元に住民税は計算されます。

イ 同居特別障害者加算の特例及び障害者控除の変更

所得割の納税者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合は、従前は配偶者控除又は扶養控除の額に23万円（所得税は35万円）を加算していましたが、年少扶養控除の廃止に伴い、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円（所得税は35万円）を加算することになります。

2 寄附金税制の拡充（適用限度額に引き下げ）について

寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となりました。

寄附した年の翌年度の市民税・県民税所得割から一定の限度まで差し引かれます。

※計算方法（総所得金額の30%が控除対象限度額です。）

ア 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
A 基本控除額「寄附金（※1）－2千円」×10%

イ 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）
※東日本大震災被災者、被災地方団体の救済を目的とする災害義援金として寄附した寄附金も、ふるさと寄附金となります。

Aと、次のBの合計額

B 特例控除額
「寄附金（※1）－2千円」×（90%－0～40%（所得税の限界税率））（※2）

※1 複数の団体に対して寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

※2 Bの額は、ふるさと寄附金のみ適用され、市民税・県民税所得割額の1割を限度

税額控除の適用を受けるためには、寄附先の受領書等の書類を添付して申告される必要があります。

3 生命保険料控除の改組（平成25年度分～）

平成24年1月1日以後に締結する保険契約等に対する生命保険料控除については、新たに介護医療保険料控除の区分を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が2万8千円（合計適用限度額は現行と同じ7万円）となり、平成25年度分から適用されます。

（参考）

所得税はそれぞれの適用限度額は4万円、合計適用限度額は12万円となります。

（平成24年分から）

4 申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得に対する税率の特例の見直し

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得に係る軽減税率3%（所得税7%）の特例が、平成25年12月31日まで延長されます。

なお、本来の税率は、5%（所得税15%）です。

また、特定配当等に係る配当割の税率（源泉徴収税率）を、3%（所得税7%）の軽減税率とする特例につきましても、平成25年12月31日まで延長されます。

5 上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例の見直し

上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率3%（所得税7%）の特例が、平成25年12月31日まで延長されます。

なお、本来の税率は、5%（所得税15%）です。

また、選択口座において行われる譲渡等に係る選択口座内調整所得金額に対して課される株式等譲渡所得割の税率（源泉徴収税率）を3%（所得税7%）の軽減税率とする特例につきましても、平成25年12月31日まで延長されます。